



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

今回は、ふるさと納税について考えて見ます。

「ふるさと納税」とは、新たに税を納めるものではなく、ふるさと（自分が好きな都道府県・市区町村）への寄付金の中で、個人が 5,000 円を超える寄付を行ったときに、住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度です。

寄付先の“ふるさと”には定義はなく、出身地以外でも「お世話になったふるさと」や「これから応援したいふるさと」など、各自が想う“ふるさと”を自由に選ぶことができます。

つまり、納税者が税金の納付先や使い道を指定できる、おもしろい制度です。

つまり税金を新たに納めるものではなく、ふるさとに寄付をした場合、所得税・住民税から一定の寄付金控除が行われるものです。

< 具体的な事例 >

名古屋市に住んでいる鈴木さんは、自分の生まれ故郷の夕張市に 10 万円を寄付しました。この場合、鈴木さんの名古屋市での住民税が 76,000 円・所得税が 19,000 円減少することになります。

つまり 10 万円を夕張市に寄付することによって、収める税金が 95,000 円減少します。

< 具体的な計算例 >

住民税の控除

$$(1) \text{ 基本控除額} : (100,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円}) \times 10\% (\text{住民税率}) = 9,500 \text{ 円}$$

$$(2) \text{ 特別控除額} : (100,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円}) \times (90\% - 20\% (\text{所得税率})) = 66,500 \text{ 円}$$

所得税の控除

$$(100,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円}) \times 20\% (\text{所得税率}) = 19,000 \text{ 円}$$

- * 所得税では、自治体以外への控除対象寄付と合わせて、所得金額の 40% 相当額、住民税では自治体、所在地の都道府県共同募金会及び所在地の日本赤十字社支部への寄付金の合計額で所得金額の 30% 相当額がそれぞれ控除対象の限度となります。
- * また、これを実行するためには確定申告が必要になります。